

三宅村国土強靱化地域計画

令和4年3月

三 宅 村

目次

第1章	国土強靱化の基本的な考え方	1
第2章	対象とする災害と被害認定	5
第3章	脆弱性評価について	11
第4章	国土強靱化に向けた推進方針	15
	1. 人命の保護が図られること	15
	2. 救助・救急、医療活動等が迅速におこなわれること	18
	3. 行政機能が確保されること	23
	4. 情報通信機能が確保されること	24
	5. 経済活動を機能不全に陥らせないこと	25
	6. ライフライン・交通ネットワークの早期復旧が図られること	27
	7. 制御不能な二次災害を発生させないこと	30
	8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件整備	31
第5章	重点プログラムの設定	33
第6章	計画の推進	35

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の目的

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程、まさに「忘れた頃」に訪れ、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。

このため、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間かけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要となります。

これらの経験を踏まえ、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」

（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、平成30年12月に変更されました。また、東京都においても、平成28年1月に「東京都地域強靱化計画」を策定し、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な国土強靱化を推進しています。

本村においても、大規模自然災害による甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定した「事前対策」を重視し、安心安全な村づくりを推進するため、「三宅村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

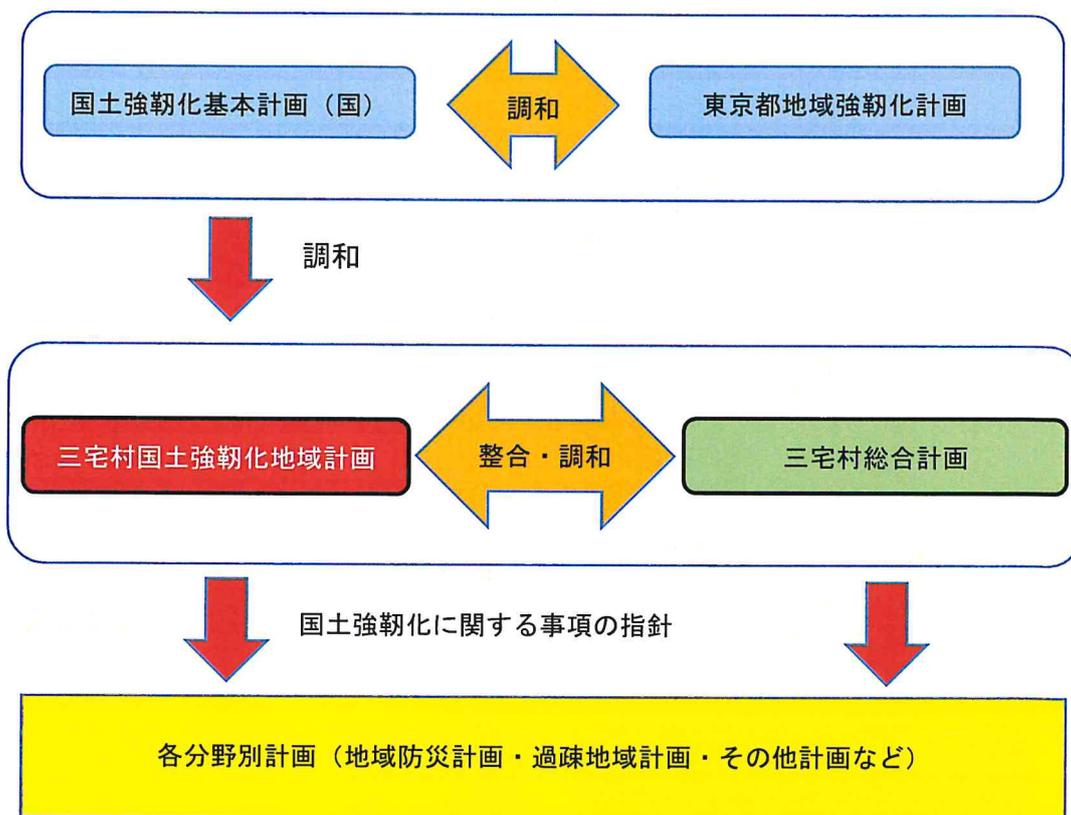
第2節 基本目標

本村は、住民、地域、企業及び国・都等と協働して、下記の4項目を基本目標とした地域社会・経済の構築に向けた国土強靱化の取り組みを推進します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 村の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

第3節 本計画の役割と位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたります。本計画は、本村の総合計画と整合・調和を図るもので、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直ししながら、必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



【参考】本計画と地域防災計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	あり	—

第4節 計画期間

本計画の計画期間は令和4（2022年）年度から、令和8（2026年）年度の5年間とします。計画期間内であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧・復興に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

1. 国土強靱化の取り組み姿勢

- ・村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる角度から検証しつつ取り組みます。
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組めます。
- ・地域特性を生かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2. 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせ、効果的な施策の推進と体制を整備します。
- ・「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、行政と住民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3. 効率的な施策の推進

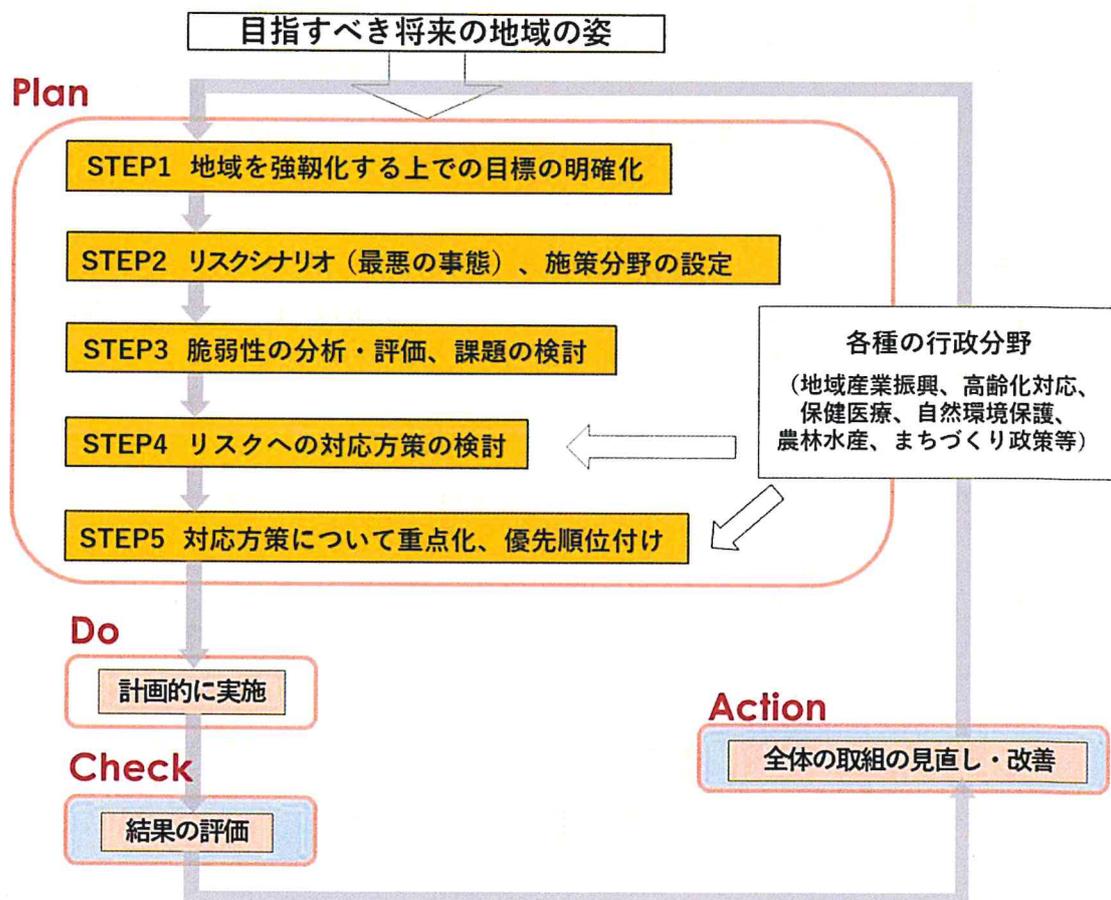
- ・行政需要の変化や社会資本の老朽化を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- ・国・都の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

4. 個々の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が、適正に活動できる環境整備に努めます。
- ・女性・高齢者・子供・障がい者・外国人・観光客等に十分配慮して施策を講じます。
- ・環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ります。

第6節 基本的な進め方

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおりPDCAサイクルを繰り返して進めます。



第1節 三宅村の特性

1 地勢の概況

三宅島は、東京から南へ約180kmに位置し、直径約8km、周囲約38kmでほぼ円形をなし、中央に標高775mの雄山があります。

本島は、玄武岩～安山岩からなる成層火山で、中央部に直径約3.5kmのカルデラがあり、その内側には2000年噴火により生じた直径1.6kmのカルデラがあります。

山頂部の火口のほか、山腹に割れ目噴火による側火口が多く、海岸近くにはマグマ水蒸気爆発による爆裂火口（大路池など）が多数あります。

河川はありませんが、各所に湧水を見ることができ、南部には伊豆七島最大の火口湖である「大路池」があります。また大久保浜、三池浜、錆ヶ浜のように延長700mにもおよぶ砂浜を有しますが、大部分は20mから50mの海蝕崖をなしています。

集落は、島内一円に点在しており、大きくは5集落から形成されています。その集落に通ずる道路は整備されていますが、山裾を切り通した部分等では降雨、流水、地震等による崩壊の危険性をはらんでいます。

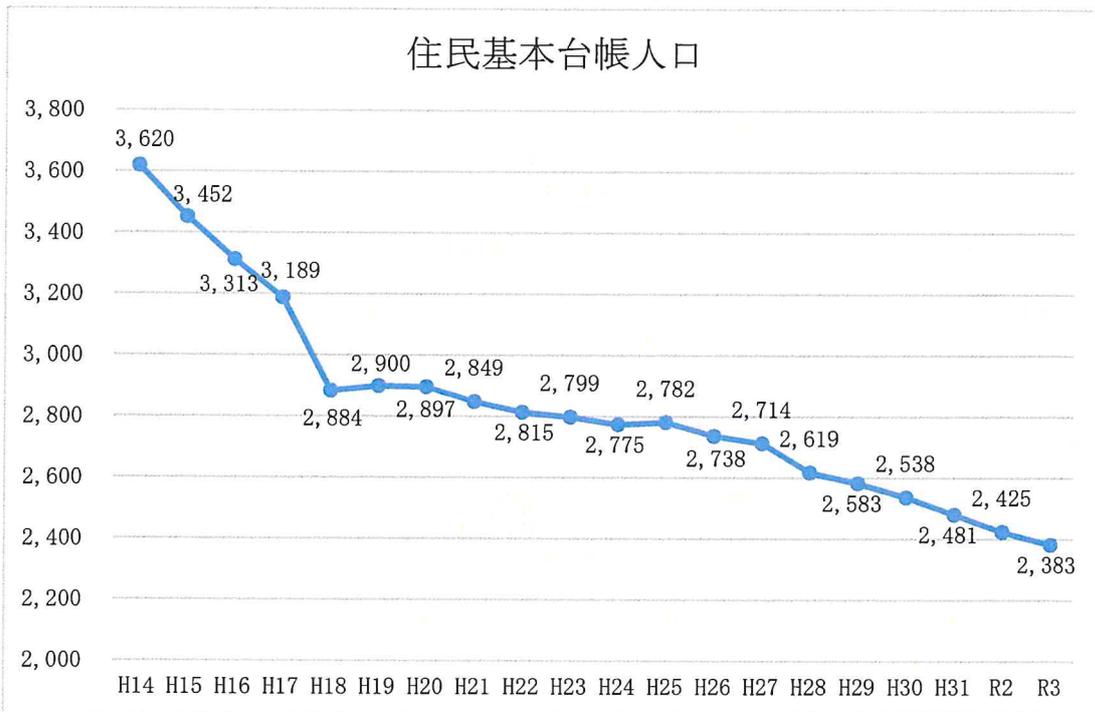
近年では、2000年（平成12年）6月から火山活動の活発化が見られ、7月8日には17年ぶりに島内で噴火が発生しました。それ以降断続的に噴火は続き、大量の火山ガスの放出もあり、9月4日には全島民が島外避難を余儀なくされました。島外避難から4年5ヶ月を経た平成17年2月1日に避難指示が解除され、帰島が実現し、現在に至っています。

2 気象

三宅島の気象は、黒潮の影響から海洋性の温暖な気候で、気温の日較差や年較差が小さく、年平均気温は約18℃と温かいです。年間の日照時間は約1,700時間と少なく、年間の降水量は約3,000mmとなっています。冬季の西風など年間を通じて風が強く、島の暮らしの様々な障害要因となっています。

3 人口構造

三宅村の人口は、昭和30年をピークに、度重なる噴火の度に人口の大幅な減少が発生しながら、近年も緩やかな人口減少が続いています。現在の人口は2,383人（令和3年1月1日住民基本台帳人口）で人口減少もさることながら、生産人口の減少による年齢構成のバランスの悪化が進み、高齢化率は40.14%となっています。今後は、UIJターンによる生産人口増加や、少子化への対策が急務となっています。



※各年1月1日現在

4 社会的条件

三宅村は、島の周囲を環状する都道212号線に沿って5つの集落からなり、村営バスにより各地区をつないでいます。

海路については、三池港、鑄ヶ浜港と避難港である伊ヶ谷港の3つの港を有します。定期船は東京竹芝桟橋から三宅島・御蔵島経由の八丈島行きが、1日1往復しています。

空路については、三宅島空港が整備され、新中央航空による調布から三宅島へ1日2～3往復、また東方航空のヘリコムターによる三宅島から大島、御蔵島へ1日1便運航し、それぞれ都内や他島への交通アクセス手段として住民に利用されています。

第2節 対象とする自然災害

本村では、噴火災害のほか、南海トラフや元禄型関東地震による津波や地震による被害、台風や豪雨による風水害や土砂災害など、様々な災害リスクが想定されます。

1 風水害（土砂災害）

伊豆諸島の気候区分は、黒潮の影響を受ける温暖多雨の海洋性気候で、三宅島の年間降水量は約3,000mm（平年値）で、東京の年間降水量約1,600mmに比べて多く、特に梅雨期の6月や台風の影響を受ける9月～10月に多くの降雨があります。

三宅島の観測点で観測された日最大降水量は399.5mm、日最大1時間降水量は109.7mmが記録されています。

近年では、2021年（令和3年）9月30日～10月1日の台風16号では、瞬間最大風速41.7m/secを記録し、建物や家屋の被害のほか、倒木や土砂の流出、停電や断水被害が発生しています。

また、土砂災害警戒区域も島内一円に散在し、斜面崩壊等のリスクの高い地形条件にあるとともに、地球温暖化による海水温の上昇等により、台風の大型化や集中豪雨の頻発化などの傾向により、強風・土石流・高潮なども懸念されています。

■三宅島の降水量等の極値（第5位まで）

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	399.5 2007/10/27	392.3 1957/9/16	359.4 1963/10/9	325.0 2006/8/8	320.0 2014/10/5
日最大10分間降水量 (mm)	25.0 2019/10/22	25.0 1989/12/24	24.5 2007/10/19 2021/12/17		24.0 2013/12/10
日最大1時間降水量 (mm)	109.7 1957/9/16	89.5 2019/10/22	88.5 1979/9/6	80.5 1989/12/24	80.0 2016/8/28
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	55.4 × 1995/9/17	51.6 南西 1979/1/18	50.7 南南西 2007/9/6	50.0 北北東 1954/11/28	49.3 西南西 2002/10/1

出典：気象庁

2 地震・津波

伊豆諸島では、1923年の関東地震（M7.9）などのように、相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震によって、強い揺れや津波による被害を過去に受けています。また、関東地方東方沖合から伊豆・小笠原海溝沿い、三陸沖や東海沖・南海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震により、津波や強い揺れによる被害を受け、外国の地震によっても津波被害を受けたことがあります。さらに三宅島では火山活動に関連して、噴火の前後に群発地震が発生し、局地的に大きな被害を生じました。

近年では2000年（平成12年）6月に始まった火山活動に伴う三宅島近海～新島・神津島近海の断続的群発地震により、有感地震が9,800回以上、うち震度5弱以上の地震が30回発生し、ブロックの倒壊や斜面崩落等の被害を生じました。

三宅村は「首都直下地震緊急対策区域」「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

今後30年以内の南海トラフ地震の発生確率は70%から80%と評価されており、発生した場合は、本村では最大津波高は17.0m、最大津波の到達時刻は21.5分と推計されています。

3 火山噴火

三宅島は有史以降、数々の噴火の記録が残る火山島です。山頂から海岸線にかけては、割れ目噴火による火口列跡や溶岩流、水蒸気爆発による大きな火口跡を島の各所で見ることができます。最近500年間では17年～69年の間隔で13回の噴火が起き、1983年の噴火までは、ほとんどが山腹からの割れ目噴火で、噴火による溶岩の流出や火山灰の噴出、群発地震を伴い比較的短期間で終息する特徴がありました。

しかし、2000年の噴火では山頂噴火が発生して、山頂にカルデラを形成し、溶岩の流出はありませんでしたが、大量の火山灰により島内各所で泥流が発生するとともに、有毒な火山ガスが長期にわたり放出されました。現在も山頂周辺区域は立ち入り規制が続くとともに、わずかではありますが火山ガスの放出も続いています。

■三宅島の近年の火山活動

発生年月	現象	活動経過・被害状況
昭和 15 年 7 月	山腹割れ目噴火	島の北東部で噴火が発生し、噴火口から流出した溶岩が赤場暁湾を埋め、同湾で発生した海中噴火では「ひょうたん山」を形成した。山腹噴火は翌日には沈静化した。その翌日から山頂噴火が発生し、多量の火山灰、火山弾の噴出が半月続いた。噴火により死者 11 名の被害が生じた。
昭和 37 年 8 月	山腹割れ目噴火	島の北東部で噴火が発生し、多数の火口が出現し溶岩は海まで達し、噴出した噴石により三七山ができた。噴火は 30 時間で終息したが、地震はその後も頻発し、島の北側では 1 日に 2000 回を超えた。このため学童疎開の措置が取られたが、噴火による人的被害は生じなかった。
昭和 58 年 10 月	山腹割れ目噴火	島の南西部で噴火が発生し、南南西方向に流下した溶岩は海まで達した。島の南部の新滞池や新鼻海岸付近ではマグマ水蒸気爆発が発生し、新鼻新山が誕生するとともに、多量の岩塊が周辺に落下し、島の南東部に多量の火山灰を降らせた。西方に流下した溶岩は、阿古地区の住家を焼失・埋没させながら海岸近くで止まった。溶岩の流出は翌日にはほぼ収まったが、住宅の焼失・埋没は 400 棟に及んだ。
平成 12 年 6 月	山頂噴火	島内で地震活動が始まり、急速に活発化するとともに、震源が徐々に島の西方沖へ移動、翌日には島の西側で海底噴火が発生した。その後、噴火活動は終息の気配を見せたが、翌月から山頂部で小規模な噴火が発生、山頂付近で大規模な陥没が生じてカルデラを形成した。山頂部での噴火は断続的に発生し、規模の大きな噴火も発生して島内に多量の火山灰を降らせ、8 月末には低温の火砕流が発生し海岸部にまで到達した。併せて 8 月中旬から、大量の有毒な火山ガスの放出が始まり、全島民の島外避難が行われた。

4 想定するリスク

住民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては様々な事象が想定されますが、本計画で対象とするリスクは、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の3つの災害を対象とします。

想定するリスク	理由
地震 津波	三宅村は「首都直下地震緊急対策区域」「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、発生の危険性は年々高まっています。また、元禄型関東地震のリスクもあります。
風水害 (土砂災害)	近年、地球温暖化等の影響を受け、全国的に台風や豪雨の被害が増加しています。また、本村は台風の通り道であり、毎年大きな影響を受けています。
火山噴火	三宅村は過去100年に17~22年の間隔で噴火を繰り返し、その度に大きな被害を受けるとともに、2000年の噴火災害では、4年半に及ぶ全島避難を経験しています。また、火山ガスの放出量は低下していますが、火山ガスに対する対応も引き続き行っていく必要があります。

第3章 脆弱性評価について

第1節 起きてはならない最悪の事態

本計画では、4つの基本方針を達成するために8つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定します。

事態に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-2	津波により、多数の死傷者が発生する事態
		1-3	浸水や土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態
		1-4	噴火により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われること	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
		2-2	長期にわたり孤立集落が発生する事態
		2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動が停止する事態
		2-4	多数の避難者により、避難所の生活が困難となる事態
		2-5	医療・保健・福祉機能が麻痺する事態
		2-6	被災地における疾病・感染症が大規模に発生する事態
3	行政機能が確保されること	3-1	行政職員、施設等の被災により、行政機能が大幅に低下する事態
4	情報通信機能が確保されること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺や機能が停止する事態
		4-2	情報サービスの機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	流通機能の寸断や施設被災により、地域経済機能が低下する事態
		5-2	食料等の安定供給が停滞する事態
6	ライフライン・交通ネットワークの早期復旧が図られること	6-1	ライフラインが長期にわたり停止する事態
		6-2	簡易水道供給が長期にわたり停止する事態
		6-3	交通ネットワークが長期にわたり停止する事態
		6-4	防災インフラが長期にわたり機能停止する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	複合災害により、大規模な二次被害が発生する事態
		7-2	有害物質が拡散・流出する事態
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策分野として、『健康・医療・福祉／教育／産業／情報通信／行財政／地域づくり』を設定し評価を行います。

第3節 脆弱性評価の結果概要

事態に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価の結果概要
1	人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等により多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設における耐震化のさらなる推進 ・人的被害の軽減に向けた住宅の耐震化 ・住宅の耐震化に向けた住民周知や動機付け
		1-2	津波により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水区域の周知 ・堤防・護岸など海岸保全施設の耐震化・液状化対策 ・津波危険区域の避難訓練 ・平時および発生時の情報の早期収集と伝達 ・災害時要配慮者対策
		1-3	浸水や土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域の周知 ・発生抑制に向けた施設整備 ・森林等の適正管理 ・平時および発生時の情報の早期収集と伝達 ・災害時要配慮者対策
		1-4	噴火により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・通学児童・生徒・観光客等の安全確保 ・避難用バスの確保・運用 ・避難施設の適正維持管理 ・平時および発生時の情報の早期収集と伝達 ・災害時要配慮者対策
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われること	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・島外との輸送体制の確保 ・適正な備蓄の確保と管理 ・島内道路網の確保と輸送体制の構築 ・家庭内備蓄の呼びかけ ・緊急物資受け入れ態勢の整備
		2-2	長期にわたる孤立集落が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の想定 ・アクセス手段の確保 ・基幹道路の災害対策の推進 ・道路啓開体制の整備

事態に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価の結果概要
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われること	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 警察・消防等が被災することを想定した対策 平時からの情報共有・交換による災害適応力向上 消防団の育成支援
		2-4	多数の避難者により、避難所の生活が困難となる事態	<ul style="list-style-type: none"> 観光シーズンの観光客を見越した適正な避難所確保 新型コロナウイルス等感染症対策 避難生活長期化に備えた体制構築
		2-5	医療・保健・福祉機能が麻痺する事態	<ul style="list-style-type: none"> 医療・保健・福祉施設の耐震化や発災時の体制強化 大量の負傷者発生時の医療提供体制の検討 難病・慢性疾患患者等の受け入れ支援体制の強化
		2-6	被災地における疾病・感染症が大規模に発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の促進と感染症サーベイランス体制整備 消毒・害虫駆除体制の構築 下水施設等公衆衛生機能の維持 火葬等の広域支援体制の強化
3	行政機能が確保されること	3-1	行政職員、施設等の被災により、行政機能が低下する事態	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続（BCP）計画やマニュアルの策定 庁舎等の災害拠点施設の被災想定した代替施設検討 円滑な災害対応に向けた職員災害対策訓練の実施 他区市町村からの職員受け入れ態勢の検討
4	情報通信機能が確保されること	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺や機能が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 電力供給停止に備えた非常電源と燃料の確保 防災行政無線使用不可に備えた広報車・自治会等、伝達機能の多様化 避難施設のフリーWi-Fiスポットの整備
		4-2	情報サービスの機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による情報通信施設の耐震化や回線多重化 平時からの通信事業者との情報共有と連携強化
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	流通機能の寸断や施設被災により、地域経済機能が低下する事態	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者において機能維持に向けたBCP計画の策定 空海路の分断を見越した代替ルートの検討 港湾・漁港施設の耐震・対津波性能の向上
		5-2	食料等の安定供給が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送に備えた輸送体制の推進・検討 島内小売り事業者との生活必需品の供給体制検討 農漁業施設の速やかな復旧

事態に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		脆弱性評価の結果概要
6	ライフライン・交通ネットワークの早期復旧が図られること	6-1	ライフラインが長期にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による耐震化や復旧体制の構築 ・エネルギーの多様化に向けた再生エネルギーの導入 ・節電・節水等の啓発活動 ・災害対応給油所等との情報共有や意見交換
		6-2	簡易水道供給が長期にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・水源等の確保によるリスク分散 ・応急給水体制の構築 ・節水等の普及啓発
		6-3	交通ネットワークが長期にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・村内道路の耐震化や代替ルート検討 ・道路啓開必要資器材の確保や体制強化 ・代替ルートである農道・林道の防災機能強化 ・港湾漁港施設の耐震・津波対策 ・港湾漁港施設の被災時 BCP 計画策定
		6-4	防災インフラが長期にわたり機能停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ等地震の発生に備えた堤防・護岸の整備 ・救援・救護・機能復旧に必要な基幹道路の整備 ・災害時でも利用可能な道路ネットワークの構築
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	複合災害により、大規模な二次被害が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に発生する火災等に対応する消防力強化 ・消防の資器材強化・消防団・地域防災機能強化 ・災害の拡大の防止を目的とした合同訓練や体制整備
		7-2	有害物質が拡散・流出する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の状況確認を行う体制づくり ・原子力災害等を見越した検査体制の構築
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の仮置き場の設定 ・廃棄物の推計や資器材の整備等処理体制の構築 ・廃棄物の島外処理を想定した広域支援体制の構築
		8-2	復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業者等の協力体制整備 ・ボランティア等受け入れ態勢の整備 ・都・他自治体からの支援等受け入れ態勢の整備
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の地域コミュニティの活性化 ・住民一人一人の防災意識の高揚 ・多様な組織の活動支援

第4章 国土強靱化に向けた推進方針

第3章第3節の脆弱性評価の結果概要に基づき、以下のとおり国土強靱化に向けた施策を推進します。

1. 人命の保護が図られること

1-1 建物倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態

①防災上重要な施設における耐震化のさらなる推進

- 多数の住民が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組みます。
- 災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、災害発生時に人命への重大な被害や、住民生活に深刻な影響を及ぼす恐れのある施設については、優先的に耐震化を行います。

②人的被害の軽減に向けた住宅の耐震化

- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の被害抑制に向け、より一層の普及啓発を進めます。

③住宅の耐震化に向けた住民周知や動機付け

- 上記の住宅耐震化とあわせ、住民一人一人が命を守る行動がとれるよう、災害を想定した備蓄や、速やかな避難行動が行えるよう、様々な機会を通じて啓発による意識改革を進めます。

1-2 津波により、多数の死傷者が発生する事態

① 津波浸水区域の周知

- 防災のしおりの津波浸水ハザードマップをはじめ、海拔表示板等の周知を行うとともに、住民・観光客への情報伝達手段の多様化を図ります。

②堤防・護岸などの海岸保全施設の耐震化・液状化対策

- 発生頻度の高い津波を対象とし、堤防・護岸の嵩上げや耐震化を東京都と連携して進めます。併せて高潮対策として波高低減対策を東京都と連携して進めます。

- 整備にあたっては、漁協・観光利用等を十分踏まえたうえで、自然との共生や環境との調和に配慮するよう、東京都と連携して取り組みます。

③津波危険区域の避難訓練

- 津波被害想定地域において、実効性のある訓練を実施し、行政・住民・関係機関が連携した災害に強い島づくりを推進します。

④平時及び発生時の早期の情報収集と伝達

- 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、地震情報等を十分活用し、防災行政無線やIP告知端末、村ホームページや防災Twitterなどあらゆる情報発信ツールを活用し情報の多重化・多様化を図るとともに、迅速な情報発信に努めます。

⑤災害時要配慮者対策

- 高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者対策として、災害時に迅速に対応できるよう要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や避難確保計画等の策定を支援するとともに計画に基づく避難訓練の実施を促進します。
- 避難行動要支援者等の状況を把握するとともに、自治会など地域コミュニティで相互支援できるよう準備をします。

1-3 浸水や土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態

①土砂災害警戒区域の周知

- 防災のしおりの土砂災害ハザードマップや、気象庁の大雨危険度や危険度分布情報の的確な利用により、住民自身が災害の生じる前に早期の避難行動を行えるよう、啓発及び情報周知を推進します。

②発生抑制に向けた施設整備

- 東京都と連携し斜面崩壊や土石流など大規模な土砂災害を防止・軽減するため砂防堤体や法枠工などの計画的な整備を推進します。
- 整備にあたっては、気候変動等の状況の変化に対応しつつ、減災を基本としながらも、自然との共生や環境との調和に配慮するよう東京都と連携して取り組みます。

③森林等の適正管理

- 関係機関と連携のもと、森林における危険個所の定期的な点検や必要に応じた対策を実施します。

- 森林の適正管理や治山事業が、災害に強い森づくりにつながることを住民に周知するとともに、学校教育における森林保全意識の高揚に努めます。

④平時及び発生時の早期の情報収集と伝達

- 気象庁が発表する警報や台風情報等を十分活用し、防災行政無線やIP告知端末、村ホームページや防災Twitterなどあらゆる情報発信ツールを活用し情報の多重化・多様化を図るとともに、迅速な情報発信に努めます。

⑤災害時要配慮者対策

- 高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者対策として、災害時に迅速に対応できるよう要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や避難確保計画等の策定を支援するとともに計画に基づく避難訓練の実施を促進します。
- 避難行動要支援者等の状況を把握するとともに、自治会など地域コミュニティで相互支援できるよう準備をします。

1-4 噴火により、多数の死傷者が発生する事態

①通学児童・生徒・観光客等の安全確保

- 外出や通学時等における屋外での噴火時の安全確保対策として、バス停等の島内一円に噴石シェルターの整備を行います。

②避難用バスの確保・運用

- 避難用のバスは、平時は定期運行・観光バスとして活用しつつ、適正な維持管理を図り有事に備えます。また、噴火時には迅速な避難対応が行えるよう、運転手の確保及び発災時の対応マニュアル等の整備を行います。

③避難施設の適正維持管理

- 各種災害の発生を見越し、即時利用が可能になるよう、各避難施設の適正維持管理を図ります。併せて新型コロナウイルス等の対策として、非接触型体温計、手指消毒液等の他、段ボール間仕切りを設置し、感染症対策と併せプライバシーの保護を図ります。

④平時および発生時の早期の情報収集と伝達

- 気象庁が発表する噴火警報、火山情報等を十分活用し、防災行政無線やIP告知端末、ホームページや防災Twitterなどあらゆる情報発信ツールを活用し情報の多重化・多様化を図るとともに、迅速な情報発信に努めます。

⑤災害時要配慮者対策

- 高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者対策として、災害時に迅速に対応できるよう要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や避難確保計画等の策定を支援するとともに計画に基づく避難訓練の実施を促進します。
- 避難行動要支援者等の状況を把握するとともに、自治会など地域コミュニティで相互支援できるよう準備をします。
- 要配慮者施設入所者の島外への広域避難対策について支援を行います。

2. 救助・救急・医療活動が迅速に行われること

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態

①島外との輸送体制の確保

- 東京都と連携し、陸海空の輸送基盤の防災対策を着実に進めるため、複数輸送ルート確保を検討するとともに、大規模災害時の船舶の活用のためのマニュアルを整備します。
- 東京都と連携し、海上からの物資の受け入れ拠点となる港湾施設の耐震化の着実な推進と、空港の利活用や臨時ヘリポートの確保を進めます。

②適正な備蓄の確保と管理

- 避難所での避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、備蓄目標数量を計画的に確保・管理し、公的備蓄を充実します。
- 災害時に不足する物資の確保を図るため、広域の自治体間、民間企業、団体等との連携強化により調達体制の整備や流通備蓄の確保を進めます。

③島内道路網の確保と輸送体制の構築

- 被災時における迅速な救援・救護を確実にを行うため、東京都と連携し輸送道路の計画的な整備をはじめ、橋梁等の信頼性・安全性を確保する適切な維持管理など、災害に強い島内道路網の構築を図ります。
- 災害時における食料・飲料水などの物資の輸送に関し、民間企業や各種団体等と応援協定を締結し、円滑な輸送体制の構築を図ります。

④家庭内備蓄の呼びかけ

- 家庭等での食料・飲料水・生活必需品・ポータブル燃料・簡易トイレ等の備蓄の増強を図るため、周知や啓発イベントを実施するなど働きかけを強化します。

⑤緊急物資受け入れ態勢の整備

- 島外からの支援物資を受け入れる輸送ルートの確認・確保、集積場所の整備に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等を定めた計画を策定します。

2-2 長期にわたる集落の孤立が発生する事態

①孤立集落の想定

- 島内の沢筋・急傾斜地・橋梁などの危険個所の事前把握から孤立危険集落を事前想定するとともに、想定孤立集落の代替ルートを検討します。

②アクセス手段の確保

- 都道212号線その他、村道・農道・林道等の島内道路網を使用して、アクセス手段を確保します。
- 伊ヶ谷港避難道路の早期完成に向けた要望を行います。
- 集落内から避難拠点施設までの避難路の点検を行い、強化や整備を図ります。

③基幹道路の災害対策の推進

- 基幹道路の耐震化や土砂災害防止対策、孤立する可能性のある地区に通じる道路の危険個所の対策を進めます。

④道路警戒啓開体制の整備

- 孤立を迅速に解消するため、東京都や建設業協会と連携し、道路の早期啓開体制の整備に努めます。また、村内建設資器材の状況等を把握し、有事の際の円滑な実施体制の検討を行います。

2-3 警察・消防等の被災により、救助・救急活動が停止する事態

①警察・消防等が被災することを想定した対策

- 警察・消防については、災害対応能力強化のための体制の強化を図るほか、施設の耐震化を進めるとともに、災害対策用の防備資器材や情報通信基盤の充実を図ります。

- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火、避難誘導等の防災活動のため、自治会の活性化や資器材の充実、救急救命講習の開催等、地域の防災力の向上に努めます。

②平時からの情報共有・交換による災害適応能力の向上

- 警察・消防・自衛隊・海上保安庁の他、災害派遣隊など関係機関の受け入れ体制を整備します。また、連携を強化するための各種訓練を実施することにより災害対応能力を向上させます。
- 各機関の受け入れ手順や体制等に係る計画を策定します。また、国や東京都、関係機関との連携した訓練等に積極的に参加します。

③消防団の育成支援

- 消防団の消防力の維持・強化に向けて、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努めます。併せて消防団員の確保と若手消防団員の育成に努めます。
- 地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討します。

2-4 多数の避難者による避難所の生活が困難になる事態

①観光シーズンの観光客を見越した適正な避難所確保

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、観光協会や宿泊施設等と連携し、適切な対応がとれるよう対策を進めます。
- 観光ハイシーズンの島内滞在人口を含めた適正規模の避難所と備蓄品の確保を検討します。
- 観光客等が帰宅するための交通インフラが早期に復旧するよう、関係機関や事業者と連携し、港湾や空港などの早期復旧や代替輸送を確保するための計画や体制づくりを進めます。

②新型コロナウイルス等感染症対策

- 各避難所において、密が生じることの無いよう避難者の定員を設定し、感染拡大防止に取り組みます。また、非接触型体温計、手指消毒液のほか、段ボール間仕切りを設置し、感染症対策と併せプライバシーの保護を図ります。

- 感染者や濃厚接触者、発熱等感染疑い者が生じた場合は、所定の避難施設を指定し隔離するなど感染拡大防止に努めます。

③避難生活の長期化に備えた体制構築

- 関係機関と連携し、避難者の健康相談や心のケア、被災による心的外傷後ストレス障害に対し、専門的な支援が行える体制づくりに努めます。

2-5 医療・保健・福祉機能が麻痺する事態

①医療・保健・福祉施設の耐震化や発災時の体制強化

- 大規模災害に備え、診療所・福祉施設等の医療・福祉機器の充実や備蓄、医療機器の耐震化や自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化に努めます。
- 医薬品や医療資機材、福祉用品等の供給・調達について、平時から関係者の役割分担を明確にし、災害時に的確かつ迅速に供給できる体制を構築します。
- 介護保険サービス、障がい者支援、保育サービスなどの早期の再開に向けた、事業継続体制の整備を支援します。

②大量の負傷者発生時の医療提供体制の検討

- 大量の負傷者発生時については、的確なトリアージの実施による、迅速な医療体制を確保します。また、平時よりトリアージ訓練を実施し、発災時に確実な処置体制を確立します。
- 災害派遣医療チーム等の運用体制・受け入れ態勢の強化を図ります。

③難病・慢性疾患患者の受け入れ支援態勢の強化

- 島内で対応が困難な難病・慢性疾患等の患者の広域搬送を円滑に行う航空搬送体制の確保や災害派遣医療チームの受け入れ体制の確保に努めます。

2-6 被災地における疾病・感染症が大規模に発生する事態

①予防接種の促進と感染症サーベイランス体制整備

- 避難所における各種感染症等の拡大予防のため、平時から予防接種を推奨するとともに、感染症知識の周知、まん延防止対策の知識を有する職員の育成、感染症の発症が確認された際の患者の隔離・消毒の実施など、まん延防止体制を構築します。

②消毒・害虫駆除体制の構築

- 避難所等において、適時・適切な消毒・害虫駆除を実施し、防疫活動に努め、避難生活の公衆衛生の維持を図ります。

③下水施設等公衆衛生機能の維持

- 浄化槽設備等の耐震化をはじめ、トイレの確保と被災地の広域的な消毒実施などの衛生維持対策に努めます。

④火葬等の広域支援体制の強化

- 大規模災害の発生により、遺体が速やかに火葬できない事態に備え、遺体の安置場所の確保や東京都や他自治体と連携した広域火葬体制の強化を進めます。

3. 行政機能が確保されること

3-1 行政職員・施設等の被災により行政機能が低下する事態

①業務継続（BCP）計画やマニュアルの策定

- 村の業務継続（BCP）計画について、大規模災害の知見、組織改正、関係機関や事業者との連携強化、防災訓練の実施などを踏まえ策定を行うとともに、必要に応じて初動対応マニュアルの作成に取り組めます。
- 島内重要施設について、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期再開を促進すべく業務継続（BCP）計画の策定を促します。

②庁舎等の災害拠点施設の被災を想定した代替施設の検討

- 庁舎被災に伴う本部等の移転先の複数検討や、機能を移転できるよう機材の確保・訓練を実施します。
- 本部の移転を想定し、基幹システムのクラウド化やAI等の新技術の導入検討を進めます。

③円滑な災害対応に向けた職員災害対策訓練の実施

- 職員が円滑な災害対応を行うことができるよう、各種研修や防災訓練などの様々な訓練を継続して行います。
- 職員の安否確認及び移動手段の確保など初動体制の強化に取り組めます

④他区市町村からの職員受け入れ態勢の整備

- 職員の被災により行政機能が低下することを想定し、関係機関等との役割分担について検討を行います。
- 国や東京都、その他区市町村からの応援職員を受け入れる際の受援計画の策定や受け入れ態勢の確立を進めます。

4. 情報通信機能が確保されること

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺や機能が停止する事態

①電力供給停止に備えた非常電源と燃料の確保

- 防災拠点施設の機能維持に必要な非常用電源の整備や発電容量の適正化、省電力機器の導入を進めるとともに、事業者との連携により燃料を確保します。

②防災行政無線使用不可に備えた広報車・自治会等、伝達機能の多様化

- 迅速な救助や復旧活動が行えるよう、村・関係機関・事業者も含め防災行政無線施設やその他通信設備の耐震化や回線の多重化を進めます。
- 防災行政無線、IP告知端末、村ホームページ、防災Twitterのほか、衛星携帯や広報車、自治会機能の活用など、発災時を想定した情報伝達手段の多様化を検討します。

③避難施設のフリーWi-Fiスポットの整備

- 避難所や庁舎等の防災拠点において、避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるようフリーWi-Fiスポットの整備及び維持管理を行います。

4-2 情報サービスの機能停止により、避難行動や救助・支援が遅れる事態

①事業者による情報通信施設の耐震化や回線多重化

- 通信・放送事業者には中継局やアンテナ等施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を要請します。
- 事業者や関係機関と連携し、被災状況を把握し通信インフラの早期復旧を図ります。

②平時からの通信事業者との情報共有と連携強化

- 平時から通信事業者と情報共有や手順の確認を行うなど、連携強化に努めます。また、発災時には移動電源車や可搬型基地局、車載型基地局の配備を要請します。

5. 経済活動を機能不全に陥らせないこと

5-1 流通機能の寸断や施設被災により、地域経済機能が低下する事態

- ①各事業者において機能維持に向けたBCP計画の策定
 - 島内事業者における自主的な業務継続（BCP）計画の策定を促進すべく、商工会や観光協会と連携し普及啓発を図ります。
 - 農林水産業の事業継続のため、漁業協同組合や農業振興会と連携し普及啓発を図ります。併せて地産地消の促進など、災害時における食料自給率の向上を検討します。
- ②空海路の分断を見越した代替ルートの検討
 - 東京都と連携し、港湾や空港施設など交通重要拠点施設の防災対策や竹芝～三宅島の海路、調布～三宅島間の空路の分断を想定した、代替ルートの確保を検討します。
- ③港湾・漁港施設の耐震化・対津波性能の向上
 - 東京都と連携して港湾・漁港施設の耐震・耐津波性能を向上させ、地震・津波から人命を守り、被害を小さくするほか、発災後の復旧活動に必要な緊急輸送用の岸壁の整備に努めます。

5-2 食料等の安定供給が停滞する事態

- ①緊急輸送に備えた輸送体制の推進・検討
 - 大規模災害時の緊急輸送に備え、円滑な緊急輸送が実現できるよう運送事業者との情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進します。
 - 物資の輸送ルートや被災時の代替ルートを確実に確保するため、国や東京都・建設業協会と連携し、早期の道路啓開体制を整備します。
- ②島内小売り事業者との生活必需品の供給体制検討
 - 食品等の流通事業者、農業振興会、漁業協同組合、小売店、商工会との連携・協力により食料品等の供給体制の確保対策を進めます。

③農漁業施設の速やかな復旧

- 大規模災害時の食料等の安定供給を図るため、農漁業施設の災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。
- 被災後速やかに事業を再開するため、農林水産業版の業務継続（BCP）計画の策定を進めます。

6. ライフライン・交通ネットワークの早期復旧が図られること

6-1 ライフラインが長期にわたり停止する事態

①事業者による耐震化や復旧体制の構築

- 電力・LPガス・簡易水道・通信等の各インフラを所管する機関・事業者は施設や設備の耐震化や老朽化対策を促進するとともに、迅速な復旧を図るため、非常用発電機の設置や燃料の確保、非常用資機材や人員の確保等の体制を構築します。また、業務継続（BCP）計画の見直しや、訓練の実施などを通じ復旧体制の充実を図ります。
- 迅速な復旧体制のため、平時から各事業者は情報共有や意見交換を行うなど、連携体制の強化を図ります。

②エネルギーの多様化に向けた再生エネルギーの導入

- 避難所への省電力機器、自家発電機と併せ再生エネルギーなど、自立分散型エネルギーの導入を推進し、エネルギー供給源の多様化や分散化を図ります。

③節電・節水等の啓発活動

- 平時より、電力や水など各種資源の重要性に関する啓発や、災害時における節電や節水等に関する情報提供を通じ、住民の節約意識の高揚に努めます。

④災害対応給油所等との情報共有や意見交換

- 救助・救急車両や停電時の自家発電機の運用に不可欠な燃料の確保について、平時より事業者と燃料備蓄や施設の状況について、情報共有や意見交換を行い、発災時に燃料供給が円滑に行われるよう対策を図ります。

6-2 簡易水道供給が長期にわたり停止する事態

①水源等の確保によるリスク分散

- 既存水道施設の耐震化や老朽化対策を着実に推進するとともに、新水源の確保等による発災時のリスク分散を図ります。

② 応急給水体制の構築

- 災害時の水道供給体制として、非常用飲料水の確保、給水タンクや応急復旧資材、東京都や他自治体への応援協力要請を含む応急給水体制の強化を図ります。

③ 節水等の普及啓発

- 応急給水体制時における、節水等の普及啓発活動により、限りある水資源の有効活用を図ります。

6-3 交通ネットワークが長期にわたり機能停止する事態

① 村内道路の耐震化や代替ルートの検討

- 災害に強い幹線道路のネットワーク化を進めるため、孤立の恐れのある迂回路の無い路線等における整備を推進します。
- 集落内の道路に面する建物やブロック塀等の耐震化対策や看板やガラスなどの飛散・落下対策を働きかけます。

② 道路啓開必要資器材の確保や体制強化

- 事業者や関係機関と道路啓開に必要な装備資器材の充実や情報収集・共有等により体制整備を進めます。

③ 代替ルートである農道・林道の防災機能強化

- 主要道路の代替ルートである農林道について、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。

④ 港湾漁港施設の耐震・津波対策

- 東京都と連携して、港湾や漁港において大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる、耐震強化型岸壁などの整備を進めます。また、漁港施設についても陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震、津波強化対策を進めます。
- 港湾・漁港施設・海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化対策を要請します。

⑤ 漁港港湾施設の被災時BCP計画策定

- 大規模災害により被災した場合、速やかに事業再開するための、業務継続(BCP)計画の策定を進めます。

6-4 防災インフラが長期にわたり機能停止する事態

①南海トラフ等地震の発生に備えた堤防・護岸の整備

- 東京都と連携し、堤防・護岸の嵩上げや耐震化対策を進めます。また、高潮対策として波高低減対策を東京都と連携し進めます。

②救援・救護・機能復旧に必要な基幹道路の整備

- 東京都と連携し、基幹道路の耐震化や土砂災害防止対策、孤立する可能性のある地区に通じる道路の危険個所の対策を進めます。

③災害時でも利用可能な道路ネットワークの構築

- 緊急輸送路の整備や災害時でも通行可能な信頼性の高い道路ネットワークの構築を図るため、東京都と連携し、耐震化等の災害対策を推進します。
- 伊ヶ谷港避難道路の早期完成に向けた要望を行います。

7. 制御不能な二次災害を発生させないこと

7-1 複合災害により、大規模な二次災害の発生する事態

①災害時に発生する火災等に対応する消防力強化

- 同時多発する火災に対応するため、消防施設の耐震化や資器材の充実、耐震性貯水槽の整備促進など消防力の強化を図ります。

②消防の資器材強化・消防団・地域防災機能強化

- 消防施設の耐震化や資器材の充実と併せ、消防団員の確保や自治会機能の強化等の対策に努めます。
- 感震ブレーカーや消火器の普及促進など、家庭における出火防止対策を推進します。
- 火災予防の普及啓発を進め、地区の防火体制の向上を図ります。

③災害の拡大防止を目的とした合同訓練や体制整備

- 国・東京都と連携した大規模合同訓練のほか、消防団や自治会での地域単位での訓練による、災害の拡大防止対策の体制整備の向上を図ります。

7-2 有害物質が拡散・流出する事態

①早期の状況確認を行う体制づくり

- 大規模災害後において、危険物施設の損壊等により、有害物質が大規模拡散・流出していないか確認を行う体制の強化に努めます。

②原子力災害等を見越した検査体制の構築

- 原子力災害に関する情報収集・連絡を円滑に行うため、情報伝達手段の適正な維持管理と体制整備を図ります。
- 万一原子力災害が生じた際に備え、迅速な住民への周知、状況に応じて屋内避難措置や安定ヨウ素剤の配布、食料・飲料水の摂取制限措置の実施に向けた体制整備に努めます。

8. 地域社会・経済が迅速に再開・回復できる条件を整備すること

8-1 災害廃棄物の処理停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物の仮置き場の設定

- 平時より災害廃棄物の仮置き場の選定に取り組み、災害発生時における迅速な処理体制の構築に努めます。

②廃棄物の推計や資器材の整備等処理体制の構築

- 災害廃棄物処理計画を策定し、島内から排出される廃棄物の推計を行うとともに、必要な資器材の整備による、早期処理体制の構築を図ります。

③廃棄物の島外処理を想定した広域支援体制の構築

- 東京都と連携し、災害廃棄物処理の広域協力体制の構築を図ります。
- 災害廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理業者や関係団体との連携を強化します。

8-2 復旧・復興を担う人材不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

①建設事業者等の協力体制整備

- 大規模災害時の復旧・復興を迅速に行うため、建設事業者との協力体制を整備するとともに、災害時の協定が機能するよう実効性を高めます。
- 災害時においても建設事業者の事業継続が図られるよう業務継続（BCP）計画の策定を促します。

②ボランティア等受け入れ態勢の整備

- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害時の受け入れマニュアルを作成するなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備します。

③都・他自治体からの支援等受け入れ態勢の整備

- 人材不足により行政機能が低下することを想定し、関係機関等との役割分担について検討を行います。
- 東京都やその他区市町村からの応援職員を受け入れる際の受援計画を策定し、受け入れ態勢の確立を進めます。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安等の悪化により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①自治会等の地域コミュニティの活性化

- 自治会や消防団等を中心に、地域住民や事業所等が協力し、防災訓練等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図ります。
- 地域の担い手の人材確保のため、移住・定住促進施策を推進します。

②住民一人一人の防災意識の高揚

- 男女共同参画の観点から、防災対策の推進等により地域の防災活動を支える人材の育成を進めます。

③多様な組織の活動支援

- 住民・消防団・学校・事業者・ボランティア・東京都・三宅村・その他関係者の協働体制により、防災・減災に努めます。
- 大規模災害時の人材確保に向け、行政のOBやボランティアの確保・育成に努めます。
- 自治会の他、島内各種組織・団体の活動を支援し、体制整備に努めます。

1. プログラムの重点化の考え方と設定方法

本計画では、国の基本計画で設定された事態を参考に、脆弱性評価のプロセスを踏まえ、24の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、本村の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し「重点化するプログラム」を選定しました。

- 「起きてはならない最悪の事態」による、本村での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・東京都・民間事業者などそれぞれの取組主体が、適切な役割分担と連携の下で、事態の回避に向けた取組を推進するうえで、本村が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

2. 重点化すべきプログラムの一覧

本計画では以下の16の「重点化するプログラム」を設定しました。

事態に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-2	津波により、多数の死傷者が発生する事態
		1-3	浸水や土砂災害により、多数の死傷者が発生する事態
		1-4	噴火により、多数の死傷者が発生する事態
2	救助・救急・医療活動等が迅速に行われること	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
		2-2	長期にわたる孤立集落が発生する事態
		2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動が停止する事態
		2-4	多数の避難者により、避難所の生活が困難となる事態
		2-5	医療・保健・福祉機能が麻痺する事態
		2-6	被災地における疾病・感染症が大規模に発生する事態
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	流通機能の寸断や施設被災により、地域経済機能が低下する事態
		5-2	食料等の安定供給が停滞する事態
6	ライフライン・交通ネットワークの早期復旧が図られること	6-1	ライフラインが長期にわたり停止する事態
		6-2	簡易水道供給が長期にわたり停止する事態
		6-3	交通ネットワークが長期にわたり停止する事態
		6-4	防災インフラが長期にわたり機能停止する事態

1. 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を的確に把握していくものとし、進捗状況の把握については、各種関連計画で行う事業評価とも連携して実施します。また、関連事業や各種取組結果等を踏まえ、所管課が中心となり、事業の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら計画を推進します。

また、本村だけでは対応できない事項については、国・東京都・関係機関等への働きかけを通して、事業の推進を図ります。

2. 他の計画等の見直し

本計画は、本村の地域強靱化の観点から、村の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画の指針であり、他の計画等においては必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。